

内閣府からの報告事項

1 防災基本計画修正(平成29年4月)の概要

背景

- (1) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正
- (2) 平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）を踏まえた修正
- (3) その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

主な修正項目

(1) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正

①地方公共団体への支援の充実

- 首長や幹部職員を対象とする研修による災害対応力の向上
- 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定

②被災者の生活環境の改善

- 避難行動要支援者名簿情報の適切な管理
- 避難所運営に当たり専門家等との定期的な情報交換

③応急的な住まいの確保や生活復興支援

- 住家被害認定調査に関する体制の強化
- 罹災証明書の交付等を支援するシステムの活用検討

④物資輸送の円滑化

- 配送状況やニーズ把握のための情報共有システムの整備
- 輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握

⑤ICTの活用

- 情報共有・活用に係るルール検討、最新のICTの導入

⑥自助・共助の推進

- 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進

⑦広域大規模災害を想定した備え

- 庁舎・避難所等の耐震化等による安全性の確保

等

(2) 平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）等を踏まえた修正

- 避難勧告等の対象者の明確化、わかりやすい避難行動の伝達
- 要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成
- 国や都道府県の市町村に対する助言・情報提供

- 災害時の優先業務の絞り込み、全庁をあげた体制の構築
- 避難情報について、「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」へ名称変更

等

(3) その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

- 「原子力災害対策マニュアル」の改訂等を踏まえた修正
(現地での具体的な避難等の実施方針の作成・共有 等)

- 港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の通行確保
- 企業における緊急地震速報受信装置の活用

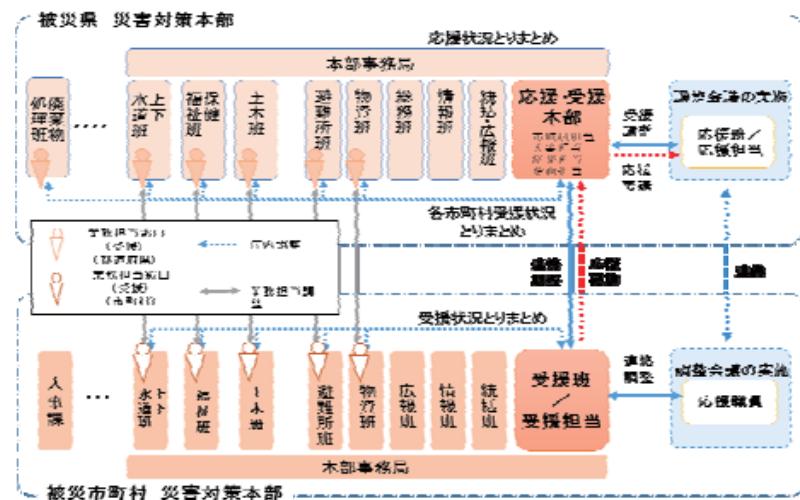
等

熊本地震を踏まえた内閣府における災害対応の改善について(1)

1. 自治体支援

地方公共団体のための災害時支援体制に関する ガイドラインの策定(H29. 3)

- ・検討会を設置して議論し、地方公共団体の災害時受援体制に関するガイドラインを策定。



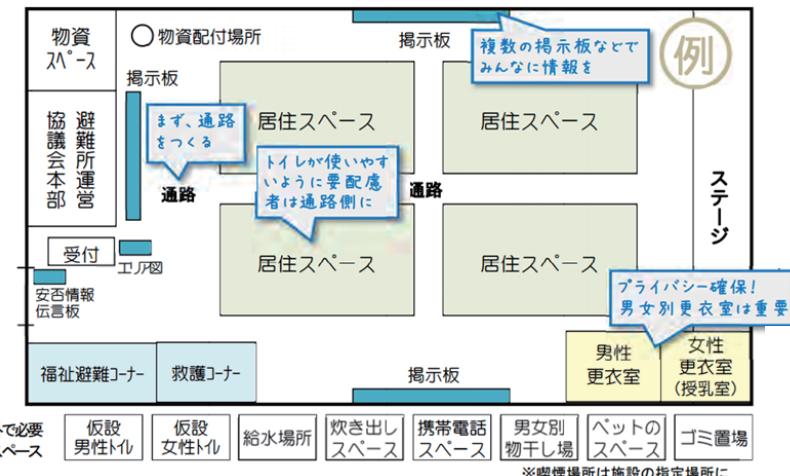
支援人員等を把握する災害対応支援システムの構築 (H29. 4)

- #### ・災害対応業務の体系化と災害対応業務支援ツール構築

2. 避難所運営支援

平成28年度避難所における被害者支援に関する事例等報告書の策定(H29. 4)

◆避難所の空間配置計画の事前準備



◆要配慮者の確認票

氏名 年齢 性別	年齢 (歳)	MT SH	年 月 日	記入日	年 月
要配達者 項目	高齢者 障害者 障害者手帳、介護認定等の有無(あり・なし)	内 容・等 級			
○家族の状況をお聞きします					
一人暮らし　・ 同居あり(一緒に避難)　・ 同居あり(別で避難)					
特記事項()					
○避難所での生活についてお聞きします					
食事について　一人で可能　・ 一部介助が必要　・ 全て介助が必要					
排泄について　一人で可能　・ 一部介助が必要　・ 全て介助が必要					
移動について　一人で可能　・ 一部介助が必要　・ 全て介助が必要					
意思疎通について　一人で可能　・ 一部介助が必要　・ 全て介助が必要					
その他支援が必要な事					
○避難所生活においての支援者についてお聞きします					
支援の必要なし　・ 支援が必要(支援者あり)　・ 支援が必要(支援者なし)					
支援者 氏名 連絡先(携帯等)	(関係)		避難所での 生活について	可能	不可能 支援があれば可能
○お体の状況をお聞きします					
自覚症状　なし　・ あり()					
現在治療中の病気			過去の病歴		
内服薬			なし　・ あり(持参)	あり(持参なし)	
必要な医療処置等			なし　・ あり(内容)	※問合せ用、添付用	
食事について　制限なし　・ 制限あり(内容)					

◆食物アレルギー児 災害時用ビブス

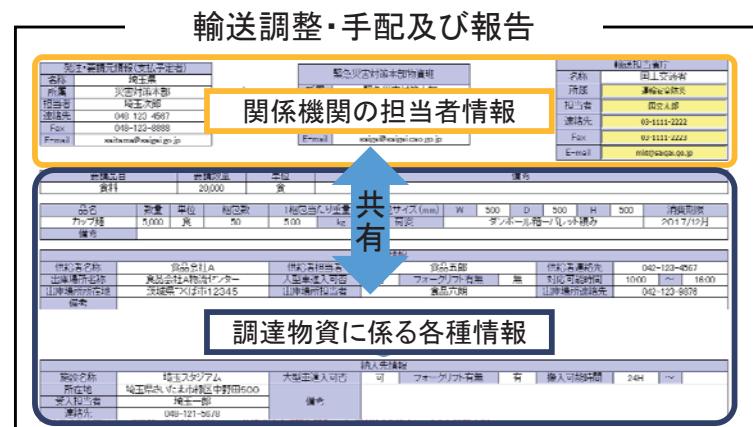


熊本地震を踏まえた内閣府における災害対応の改善について(2)

3. 物資支援

国と都道府県等との間で物資情報を共有するための 物資調達・輸送調達等支援システムの運用(H28. 12)

- ・大規模地震発災後、政府に設けられる非常(緊急)災害対策本部事務局、関係省庁及び被災公共団体等の間で、支援物資の調達・輸送等の調整の効率化を図り、被災地の迅速な供給を支援することを目的としたシステム



- ・システムを活用し、政府と地方公共団体が連携した図上訓練を実施。

(和歌山 12月22日、静岡 1月17日、東京・千葉・埼玉 1月31日)

4. 自助・共助の推進

保険・共済の加入促進のためのパンフレット・報告書作成 (H29. 3)

- ・普及啓発強化のため、パンフレットを作成。



- ・普及に関する課題や今後の取組について論点整理を整理した報告書を作成。

報告書の主な内容

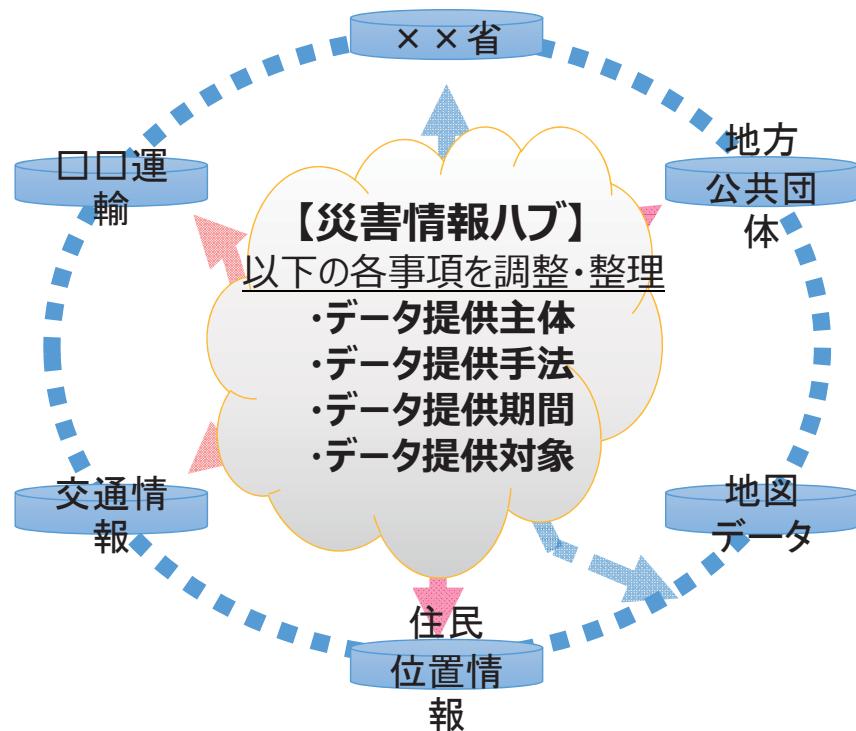
- 大規模災害時の公助・共助の限界
 - 加入促進のための取組と今後の方向性
 - ・セグメント(世代等)毎のきめ細かい普及啓発
 - ・マンション共用部分の加入促進　・パンフレット作成
 - ・ハザードマップ等のきめ細かい情報提供
 - ・不動産情報システムの活用
 - ・補償内容等のわかりやすい提示　等
 - 保険・共済の仕組み等に関する中長期的課題(論点整理)

熊本地震を踏まえた内閣府における災害対応の改善について(3)

5. その他

国、地方公共団体、民間等の多様な機関間の情報共有・利活用に関する「災害情報ハブ」の検討(H29. 4~)

- ・「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を立ち上げ、国、地方公共団体、民間企業・団体等における情報共有及び利活用のためのルール（「災害情報ハブ」）づくりを推進。



現地対策本部業務マニュアルの改定 リエゾンマニュアルの策定(H29. 3)

- 現地対策本部体制の強化
 - ・必要に応じ、幹部職員の派遣を明記
 - ・自治体支援、物資調達・輸送、被災者支援、燃料・ライフライン等を担当する現地対策本部の職員を増員
- リエゾン向け業務マニュアルの策定
 - ・被災自治体に派遣し、情報収集や現地対策本部との連絡等の役割を担う職員（リエゾン）の役割、業務内容、管理事項等をまとめたマニュアルを新たに策定

都道府県と政令指定都市の役割分担の明確化に向けた災害救助法制見直しの検討(H28. 12~)

- ・H28年12月に災害救助に向け、全国知事会や指定都市市長会等からなる検討会を開催し、救助の実施体制や広域調整のあり方について検討・調整中。

2 大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月制定)

○ 地震防災対策強化地域の指定

内閣総理大臣

指定

- ・中央防災会議に諮問
- ・関係都道府県知事に意見聴取

地震防災対策強化地域



○ 警戒宣言時の対応等、地震防災応急対策に関する各種計画を作成し、その実施を推進

【基本計画】

(中央防災会議)

- ・警戒宣言発令時の国的基本方針
- ・強化計画・応急計画の基本事項
- ・総合防災訓練に関する事項 等

【強化計画】

(指定行政機関、指定公共機関)

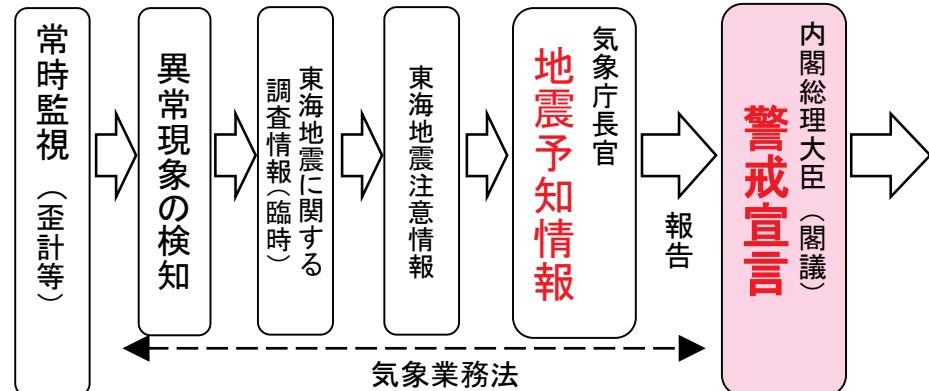
- ・地震防災応急対策に関する事項
- ・緊急に整備すべき施設に関する事項
- ・地震防災訓練に関する事項 等

【応急計画】

(病院、百貨店、鉄道事業等の民間事業者)

- ・地震防災応急対策に関する事項
- ・地震防災訓練に関する事項 等

○ 警戒宣言の発令 → 各種計画に基づき、地震防災応急対策を実施



【警戒本部の設置】 【各種規制等】(応急対策)

- ・住民:避難
- ・鉄道:運行停止
- ・道路:強化地域への流入制限
- ・銀行:ATMを除いて営業停止
- ・病院:外来診療中止 等

○ 国による観測・測量の強化

○ 強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備に補助(地震財特法)

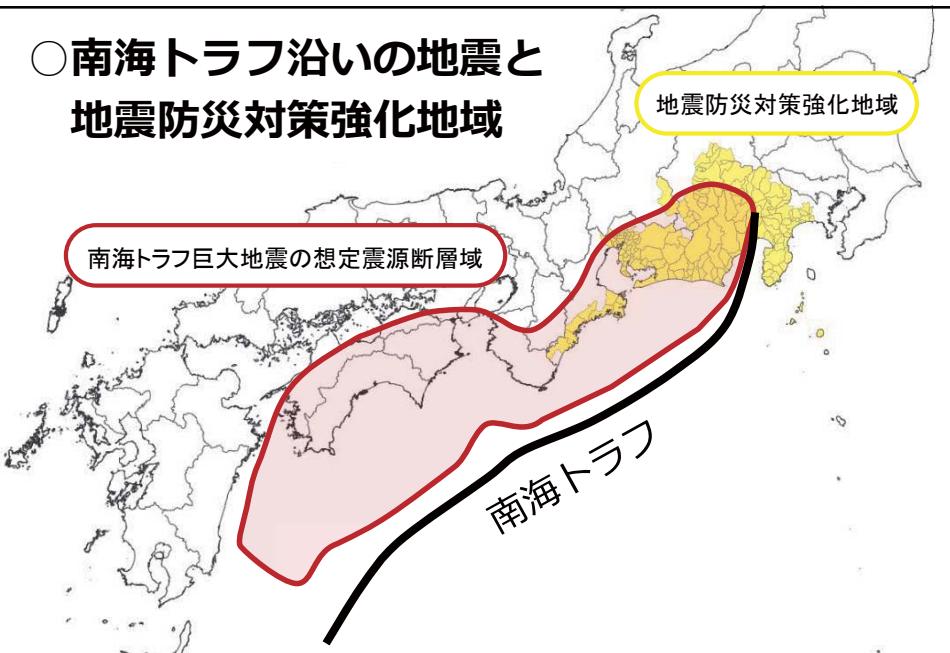
3 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ（H28.6～）

○趣旨

大規模地震対策特別措置法では東海地震のみを対象として地震防災対策強化地域が指定され、地震防災基本計画が立てられているが、近い将来、南海トラフ沿いの広い範囲で大規模な地震の発生が懸念されている。

地震予測の現状も踏まえ、南海トラフ沿いの地震観測や観測結果の評価体制、観測・評価に基づく地震防災対応のあり方について検討を行うために、防災対策実行会議の下にワーキンググループを設置する。（平成28年6月設置）

○南海トラフ沿いの地震と 地震防災対策強化地域



○論点

- ・南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性の確認
- ・南海トラフ沿いの地震観測・評価体制のあり方
- ・観測・評価に基づく地震防災対応のあり方

○スケジュール

- ・第1回 平成28年9月9日（金）
- ・第2回 平成28年11月22日（火）
- ・第3回 平成29年1月31日（火）
- ・第4回 平成29年3月24日（金）
- ・第5回以降～とりまとめ：平成29年度内

○メンバー

- (主査) 平田 直 東京大学地震研究所地震予知研究センター長・教授
(委員) 岩田 孝仁 静岡大学防災総合センター教授
宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
河田 恵昭 関西大学社会安全学部・社会安全研究センター長・教授
小室広佐子 東京国際大学教授
田中 淳 東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長・教授
長谷川 昭 東北大学名誉教授
平原 和朗 京都大学大学院理学研究科教授
福和 伸夫 名古屋大学減災連携研究センター長・教授
山岡 耕春 名古屋大学大学院環境学研究科教授
山崎 登 日本放送協会解説主幹
川勝 平太 静岡県知事
尾崎 正直 高知県知事
行政委員 (内閣官房、文部科学省、国土地理院、気象庁)

本ワーキンググループの検討内容

地震発生予測について

(予測可能性調査部会において検討)

○ 現状の地震発生予測の可能性・確度

- ・ 予測可能性に関する科学的知見を整理
- ・ 社会が混乱するおそれがある4つのケースについて検討

○ 南海トラフにおけるリアルタイムモニタリング

- ・ 南海トラフで発生している現象を分析・評価し、理解を深めるためのモニタリングおよび調査研究のあり方について整理

防災対応について

(WG第3回、第4回において検討)

○ 不確実な地震発生予測に関する情報※ を活用した防災対応のあり方

突発的に発生する大規模地震に対する被害を低減するための地震防災対策を前提として、不確実な地震発生予測に関する情報を活用して、どのような対応を実施するべきか。

※ ケース1、ケース2を念頭に議論

ケース1：東側の領域が破壊する大規模地震が発生した場合

ケース2：南海トラフで比較的大きな地震が発生した場合
(M8～9クラスの大規模地震と比べて一回り小さい規模(M7クラス)の地震)

体制・仕組みについて(WG第5回において検討)

○ 地震活動の評価体制

現時点では、発生した現象を緊急的に評価できる組織は判定会しかないが、特にケース1、2のような場合も含め、南海トラフ全体において地震活動を評価する体制が必要ではないか。

○ 防災対応の実施に必要な体制・仕組み

南海トラフで発生した現象について、適時的確に情報を発信し、世の中の混乱を避けるとともに、必要に応じて適切な対応をとるためには、どのような体制・仕組みが必要か。